

# 介護老人保健施設 浮間舟渡園 通所リハビリテーション利用契約書

## (契約の目的)

第1条 介護老人保健施設浮間舟渡園（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、介護保健施設通所リハビリテーションを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する保証人および連帯保証人（以下「保証人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、この契約の目的とします。

## (適用期間)

第2条 本契約は、利用者が介護老人保健施設通所リハビリテーション利用同意書（以下「同意書」という。）を当施設に提出したときから効力を有します。但し、保証人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 前項に定める事項の他、本契約、別紙1、別紙2の改定が行われた場合は、新たに通所リハビリテーションを利用する契約を結ぶこととします。

## (利用者からの解除)

第3条 利用者及び保証人は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅介護サービス計画にかかわらず、本契約に基づく通所リハビリテーション利用を解除・終了することができます。なお、この場合、利用者及び保証人は、速やかに当施設及び利用者の居宅介護サービス計画作成者に連絡するものとします。

但し、利用者が正当な理由なく、通所リハビリテーション実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

## (当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び保証人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく通所リハビリテーションサービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 利用者の居宅介護サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び保証人が、本契約に定める利用料金を1か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者（利用者との面会のために当施設へ来訪する者も含む）が、当施設の規則、当施設及び当施設の職員の指示・要請等に従わない場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

## (利用料金)

第5条 利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し、本契約に基づく通所リハビリテーションサービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 当施設は、利用者及び保証人が指定する者に対し、毎月1日から月末までのご利用料を翌月10日前後までに当該合計額の請求書及び明細書を提示します。利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し、1日から月末までの合計額を翌月末までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

3 当施設は、利用者又は保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び保証人が指定する者に対して、領収書を交付します。

#### (記録)

第6条 当施設は、利用者の通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。(診療録については、5年間保管します。)

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、コピーを求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、保証人その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。なお、開示手数料、コピー代金を申し受けます。

#### (身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その際の利用者の心身の状況、やむを得なかった理由を介護記録に記載することとします。尚、拘束が必要と判断された際には、利用者・家族に身体拘束の必要な理由・方法・時間等の説明を行い確認・同意を得るものとします。

#### (秘密の保持)

第8条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は保証人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び保証人から、予め同意を得た上で行うこととします。

- ① 介護保険サービスの利用のための区市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

#### (緊急時の対応)

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における通所リハビリテーションでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前二項のほか、通所リハビリテーション利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

#### (事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第10条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
  - 3 前二項のほか、当施設は利用者又は保証人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(ご要望又は苦情等の申出)

- 第11条 利用者及び保証人は、当施設の提供する通所リハビリテーションに対してのご要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます。また、備え付けの用紙あるいは管理者宛の文書を一階に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることもできます。

(賠償責任)

- 第12条 通所リハビリテーションサービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって当施設が損害を被った場合、利用者及び保証人は、当施設に対し、連帯してその損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

- 第13条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は保証人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

# 介護老人保健施設通所リハビリテーション利用同意書

介護老人保健施設浮間舟渡園と利用者及び保証人・連帯保証人は、当施設に利用者が通所利用するにあたり、介護老人保健施設通所リハビリテーション利用契約書及び別紙1、別紙2を受領し、これらの内容に関して担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で介護老人保健施設浮間舟渡園への通所リハビリテーション利用契約に同意致します。

この契約を証するため2通作成し、1通はご家族様に、もう1通は当施設にて保管するものとします。

令和 年 月 日

## 【利用者】

住 所

---

氏 名

印

---

## 【身元引受人・連帯保証人1】

住 所

---

氏 名

印

---

## 【連帯保証人2】

住 所

---

氏 名

印

---

## 【当施設】

住 所 東京都板橋区舟渡1丁目17番1号

---

氏 名 医療法人社団慈誠会

介護老人保健施設浮間舟渡園

施設長 森 弥生

印

---